閲覧図書

大和三山風景林(香久山) 歩道測量設計業務委託

内 訳

- 1 入札説明書
- 2 契約書 (案)

位置図

- 別紙1 仕様書
- 別紙2 委託契約再委託承認申請書
- 別紙3 委託業務従事者届
- 別紙4 委託業務実施報告書
- 別紙5 暴力団排除に関する特約事項

業務実績書

- 3 入札者注意書
 - 入札書
 - 委任状

奈良森林管理事務所

入札説明書

この入札説明書は、会計法(昭和 22 年法律第 35 号)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(昭和 55 年政令第 300 号。以下「特例政令」という。)、国の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める省令(昭和 55 年大蔵省令第 45 号)、予算決算及び会計令(昭和 22 年勅令第 165 号。以下「予決令」という。)、契約事務取扱規則(昭和 37 年大蔵省令 52 号)、その他の法令に定めるもののほか、当発注機関の契約に関し、一般競争又は指名競争に参加しようとする者(以下「入札参加者」という。)が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 入札及び開札

- (1) 入札参加者は、入札公告、入札公示及び指名の通知(以下「入札公告等」という。)、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等を熟覧の上入札しなければならない。この場合において、入札公告等、本書記載事項、入札者注意書、仕様書、図面、契約書案、その他添付書類等について疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (2) 入札参加者は、当発注機関が定めた入札書を直接提出しなければならない。電話、電報、ファクシミリ、その他の方法による入札は認めない。ただし、入札公告等に当発注機関において認められていることが記載されているとき又は特例政令第2条に定める調達契約を行うときは、郵便(書留郵便に限る。)により提出することができる。

また、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成するものとする。

- (3) 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限るものとする。 また入札金額は、日本国通貨による表示に限るものとする。
- (4) 入札参加者は入札書を作成し、入札公告等に示した日時に入札しなければならない。
- (5) 入札参加者が、代理人によって入札する場合には、入札前に代理人の資格を示す 委任状を入札担当職員に提出するものとし、入札書には入札参加者の住所、氏名及 び名称又は商号を記入のうえ、代理人氏名を記名しておかなければならない。
- (6) 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることができない。
- (7) 入札書は、直接に提出する場合は封書に入れ密封し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と朱書し、郵便により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封の上、当該中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を朱書し、外封筒の封皮には「何月何日開札、(調達案件名)の入札書在中」と朱書しなければ

ならない。

- (8) 入札書の入札金額の訂正は認めない。
- (9) 入札参加者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (10) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和 22 年法律第 54 号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (11) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札 価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければ ならない。
- (12) 入札参加者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- (13) 契約担当官等(会計法第29条の3第1項に規定する契約担当官等をいう。以下 同じ。)は、入札参加者が連合し、又は不穏の挙動をする等の場合で競争入札を公 正に執行することができないと認めたときは、当該入札参加者を入札に参加させ ず、又は当該入札を延期し、若しくはこれを取りやめることができる。
- (14) 入札参加者の入札金額は、調達製品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税等 納入場所渡しに要する一切の諸経費を含め入札金額を見積もるものとする。
- (15) 入札参加者は、請負代金又は物品代金の前金払いの有無、前金払いの割合又は金額、部分払いの有無、支払回数等を十分考慮して入札金額を見積もるものとする。
- (16) 開札の日時及び開札の場所は、入札公告等のとおり。
- (17) 開札は、入札参加者を立ち会わせて行うものとする。この場合において、入札参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行うものとする。
- (18) 入札場には、入札参加者、入札執行事務に関係のある職員(以下「入札関係職員」という。)及び(17)の立会い職員以外の者は入場することができない。
- (19) 入札参加者は、入札時刻後においては、入札場に入場することができない。
- (20) 開札をした場合において、入札参加者の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をすることがある。この場合においては引続き、または入札執行者が定める日時において入札をする。再度の入札には無効の入札をした者は参加することができない。
- (21) 入札執行回数は原則2回までとするが、入札執行者の判断により追加の入札を行う場合でも3回を限度とする。
- (22) 入札参加者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。

2 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札書を提出するまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を、次の各号に掲げるところにより申し出るものとする。ただし電子調達システムによる入札参加者が入札を辞退す

るときは、入札辞退届を同システムにおいて提出する。

- ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を契約担当官等に直接持参し、又は郵送(入札 日の前日までに到達するものに限る。)して行う。
- イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を、入札担当職員 に直接提出して行う。
- (3) 指名を受けた者で、入札を辞退したときは、これを理由として以後の指名等に不利益な取扱いを受けるものではない。

3 入札の無効

入札書で次の各号のいずれかに該当するものは、これを無効とする。

- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3) 入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載のない入札書。
- (4) 入札参加者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を 提出している場合は、入札参加者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書
- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札参加者又はその代理人が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予決令第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合において、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足しているとき。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札

4 落札者の決定

(1) 有効な入札書を提出した者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合

評価点が最高であった者)を落札者とする。

- (2) 落札となるべき同価の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。ただし、電子調達システムにより入札がある場合は、電子調達システムの電子くじにより落札者を定めることができる。
- (3)(2)の同価の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又はくじを引かない 者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落 札者を決定するものとする。

上記の当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがある入札又はその者 と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある入札を行った者は、当発注機関の調査(事情聴取)に協力すべきものとする。

(5) 落札者が契約担当官等の定める期日までに契約書の取りかわしをしないときは、 当該落札者を契約の相手方としないことがある。この場合、入札保証金又は入札保 証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に 帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落 札金額(入札書に記載した金額の100分の110に相当する金額)の100分の5に相 当する金額を違約金として徴収するものとする。

5 契約書の作成

- (1) 競争入札を執行し、落札者が決定したときは、落札者として決定した日から遅滞なく(契約担当官等が定める期日までとする(定めのない場合は、7日を目安とする)。なお、落札者が遠隔地にある等特別の事情があるときは、その事情に応じて期間を考慮するものとする。)契約書の取りかわしをするものとする。
- (2) 契約書を作成する場合において、落札者が隔地にあるときは、契約担当官等から 交付された契約書の案に記名押印の上契約担当官等へ送付し、契約担当官等が当該 契約書の案の送付を受けてこれに記名して押印するものとする。
- (3) 契約担当官等は、落札者が(1)に規定する期間内に契約書案を提出しないときは、当該落札者を契約の相手方としないことがある。
- (4) (2)の場合において契約担当官等が記名して押印したときは、当該契約書の1通 を契約の相手方(落札者)に送付するものとする。
- (5) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語並びに通貨は、日本語及び日本国通貨に限るものとする。

(6) 契約担当官等が落札者とともに契約書に記名して押印しなければ本契約は確定しないものとする。

6 その他必要な事項

- (1) 入札参加者又は落札者が本件調達に関して要した費用については、すべて当該入札参加者又は当該落札者が負担するものとする。
- (2) 本件調達に関しての照会先は、入札公告等に示した契約条項を示す場所及び入札 説明書を交付する場所と同じとする。
- (3) 消費税率については、引渡し時点における消費税法(昭和63年法律第108号) 及び地方税法(昭和25年法律第226号)の施行内容によることとし、必要に応じ て、引渡し時点における消費税率を適用して契約を変更するなどの対応を行うこと とする。
- (4) 入札参加者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」(令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定)を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を 加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど 直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

委託契約書(案)

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上吉伸(以下「甲」という)と〇〇(以下「乙」という)は、大和三山風景林(香久山)歩道測量設計業務委託(以下「業務委託」という)について、次のとおり契約を締結する。

(実施する業務委託)

- 第1条 甲は、次の業務の実施を乙に請負わせ、乙は、甲又は甲の指名する職員の指示に 基づき、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。
 - (1)業務委託名 大和三山風景林(香久山)歩道測量設計業務委託
 - (2)業務委託の内容及び実施箇所 別紙1仕様書、位置図のとおり。
 - (3)履行期限 令和8年3月13日

(委託費)

第2条 委託費は以下のとおりとする。

¥ -

(うち、取引に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税」という)額 ¥ -)

(注)「消費税及び地方消費税の額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、委託費に110分の10を乗じて得た金額である。

(契約保証金)

第3条 会計法(昭和22年法律第35号)第29条の9第1項に規定する契約保証金の納付は、 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第100条の3第3号の規定により免除する。

(再委託の制限)

第4条 乙は、業務委託の全部を一括して、または主たる部分を第三者に委任し、または 請け負わせてはならない。

なお、主たる部分とは、業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及 び技術的判断等をいうものとする。

- 2 乙は、この業務委託達成のため、業務の一部を第三者に委任し、または請け負わせること(以下「再委託」という)を必要とするときは、あらかじめ別紙 2 に必要事項を記入して甲の承認を得なければならない。ただし、再委託ができる業務は、原則として委託費に占める再委託の金額割合(以下「再委託比率」という)が50パーセント以下の業務とする。
- 3 乙は、前項の再委託の承認を受けようとするときは、当該第三者の氏名または名

称、住所、再委託を行う業務の範囲、再委託の必要性及び契約金額について記載した書面を甲に提出しなければならない。

- 4 乙は、前項の書面に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。
- 5 乙は、この業務委託達成のため、再々委託または再々請負(再々委託または再々 請負以降の委託または請負を含む。以下同じ)を必要とするときは、再々委託また は再々請負の相手方の氏名または名称、住所、再委託を行う業務の範囲を記載した 書面を、第2項の承認の後、速やかに甲に届け出なければならない。
- 6 乙は、再委託の変更に伴い再々委託または再々請負の相手方及び業務の範囲を変 更する必要がある場合には、第4項の変更の後、速やかに前項の書面を変更し、甲 に届け出なければならない。
- 7 甲は、前2項の書面の届け出を受けた場合において、この契約の適正な履行のため必要があると認めるときは、乙に対し必要な報告をさせることができるものとする。
- 8 再委託する事業が業務委託を行う上で発生する事務的業務であって、再委託比率 が50パーセント以内であり、かつ、再委託する金額が100万円以下である場合には、 軽微な再委託として第2項から前項までの規定は適用しない。

(監督)

- 第5条 甲は、この業務委託の適正な履行を確保するために監督をする必要があると認め たときは、甲の命じた監督のための職員(以下「監督職員」という)に監督させる ことができるものとする。
 - 2 前項に定める職員は、立会い、指示その他適切な方法により行うものとする。
 - 3 乙は、甲(監督職員を含む)から監督に必要な報告等を求められた場合は、速やかに報告するものとする。

(従事者の届出)

第6条 乙は、契約の履行にあたり業務従事者を選任し、甲に別紙3の従事者届を提出するものとする。

(実施報告)

第7条 乙は業務委託が終了したとき(業務委託を中止した場合を含む)は、業務委託の成果を記載した実施報告書(別紙4)を甲に提出するものとする。

(検査)

第8条 甲または甲が検査を行う者として定めた職員(以下「検査職員」という)は、前条の連絡を監督職員から受けたときは、検査を行うものとする。

(委託費の額の確定)

第9条 甲は、前条に規定する検査の結果、当該業務委託が契約の内容に適合すると認め たときは、委託費の額を確定し、乙に対して書面により通知するものとする。

(委託費の支払い)

- 第10条 乙は、前条の通知を受けたときは、書面をもって甲に代金の支払いを請求するものとする。
 - 2 甲は、乙からの適法な請求書を受理した日から30日以内にその支払いを行うものとする。

(業務委託の中止等)

- 第11条 天災地変その他やむを得ない事由により、業務委託の遂行が困難となったときは、 甲乙協議の上、甲は、契約を解除し、または契約の一部変更を行うものとする。
 - 2 甲は、前項の規定に基づくほか、必要があると認めるときは、契約を変更し、または中止することができるものとする。

(契約の解除等)

- 第12条 甲は、乙がいずれかに該当するときは、この契約の一部または全部を解除することができる。
 - (1) 乙の責に帰すべき事由により、事業期間内又は事業期間経過後相当の期間内に 事業を完了する見込みがないとき。
 - (2) 正当な理由がないのに、事業に着手すべき時期を経過しても事業に着手しない とき.
 - (3) この契約に違反し、その違反により契約の目的を達することができないと認めるとき。
 - (4) 乙が天災、不可抗力、その他正当な理由によらないで契約の解除を申し出たとき。

(違約金)

- 第13条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、甲は乙に対し、違約金として契約金額の100分の10に相当する額を請求することができる。
 - (1) 前条の規定によりこの契約が解除された場合。
 - (2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合。
 - 2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
 - (1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法(平成16年法律 第75号)の規定により選任された破産管財人。
 - (2) 乙について更正手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年 法律第154号)の規定により選任された管財人。
 - (3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年 法律第225号)の規定により選任された再生債務者等。
 - 3 甲は、前条の規定によりこの契約を解除した場合、これにより乙に生じる損害について、何ら賠償ないし補償することは要しないものとする。

(履行遅滞の場合における損害金等)

- 第14条 乙の責に帰すべき事由により、履行期限内に事業を完了することができない場合 においては、甲は損害金の支払いを乙に請求することができる。
 - 2 前項の損害金の額は、委託費に対し、遅延日数に応じ、年3パーセントの割合で 計算した額とする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第15条 甲は、この契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一 部を解除することができる。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第7条又は第8条の2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納付命令を行ったとき又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (2) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき。
 - 2 乙は、この契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第16条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が前条により契約の 全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額の100分の10に相当する額 を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条又は第8条の 2(同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。)の規定による 排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第1項(同 法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金納 付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - (3)公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対して独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - (4) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。) に係る刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
 - 2 乙は、前項第4号に規定する場合に該当し、かつ次の各号の一に該当するときは、 前項の契約金額の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する 額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。
 - (1) 前項第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の規定の適用があるとき。

- (2) 前項第4号に規定する刑に係る確定判決において、乙又は乙の代理人(乙又は 乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が違反行為の首謀 者であることが明らかになったとき。
- (3) 乙が甲に対し、独占禁止法等の規定に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。
- 3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。
- 4 第1項及び第2項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

(暴力団排除に関する特約条項)

第17条 暴力団排除に関する特約条項は別紙5のとおりとする。

(秘密の保持等)

第18条 乙は、この委託事業に関して知り得た業務上の秘密をこの契約期間にかかわらず 第三者に漏らしてはならない。

(契約外事項)

第19条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議の上、定めるもの とする。

(疑義の解決)

第20条 前各条のほか、この契約に関して疑義を生じた場合には、甲乙協議の上、解決するものとする。

上記契約の証として、本契約書2通を作成し、双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者(甲)住 所 奈良県奈良市赤膚町1143-20 氏 名 分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸

受注者(乙)住 所 氏 名



(別紙1)

大和三山風景林 (香久山) 歩道測量設計業務委託仕様書

1 業務内容

遊歩道の修繕に係る測量及び設計書作成業務

- (1) 内訳:延長約 170m
- (2) 作成する図書は以下のとおり
 - ① 測量成果の平面図
 - ② 縦断図(全区間)
 - ③ 横断図(全区間)
 - ④ 構造物の設計書
 - ⑤ 施工価格積算書

2 業務の実施場所

場所:奈良県橿原市南浦町 香久山国有林29林班い1小班

3 留意点

既存の歩道がありますが、現地に測点は設置していません。

4 現地状況

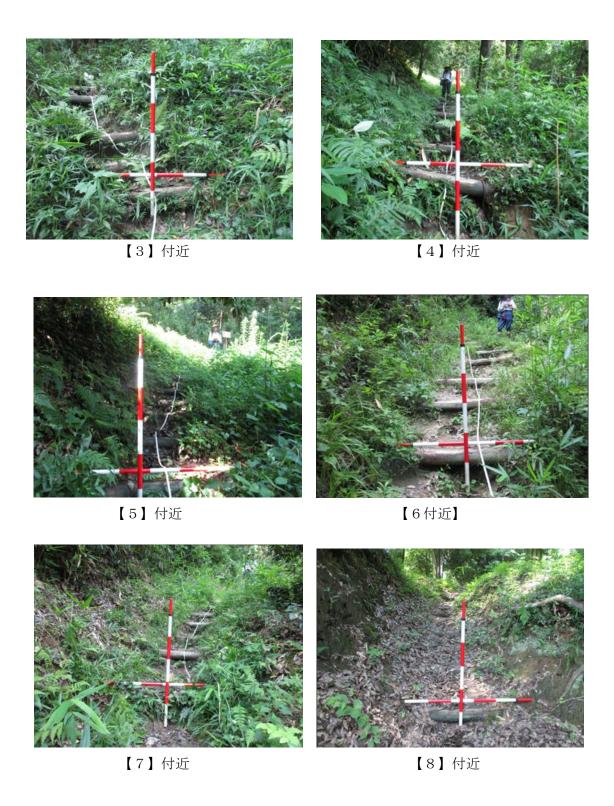
現地の状況は以下の写真のとおりです。



【1】付近



【2】付近







【10】付近

【9】付近

3 修繕(設置)する工作物について

(1) 現状歩道については、ほぼ全区間に設置していた丸棒製階段が、その後の雨水東の 影響により部分的に流亡しているため、それらを全て擬木製階段に交換します。





【設置する階段のイメージ】

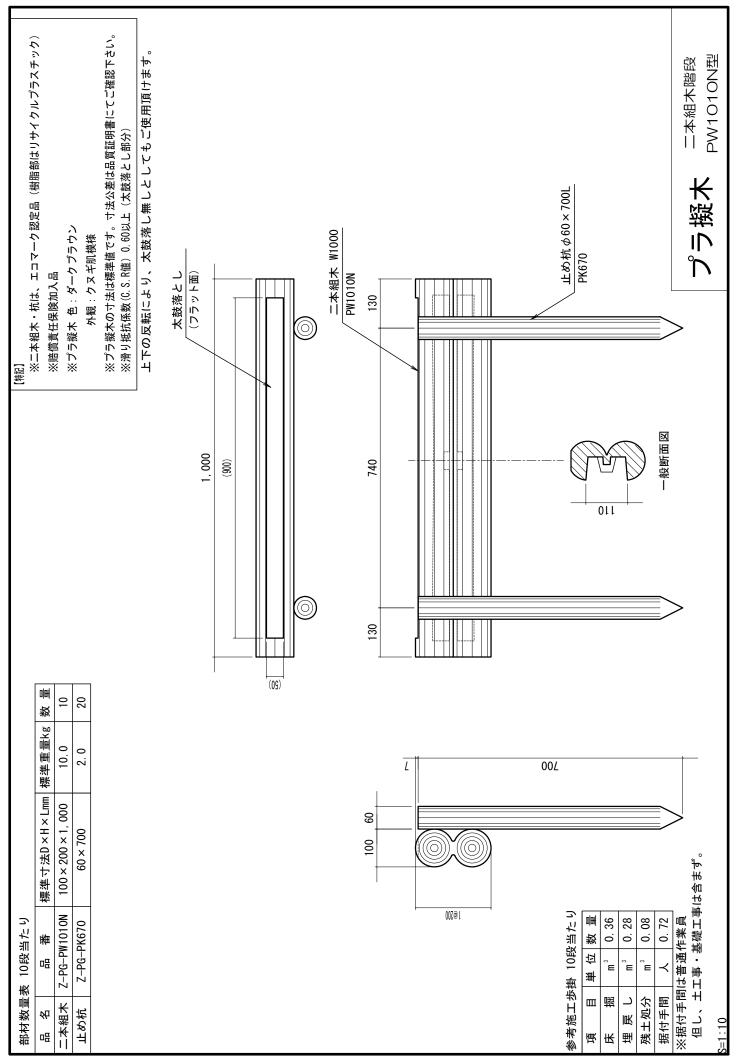
擬木製の階段については、上のイメージのもので、概要は以下のとおりとします。

- 階段の幅は1.0m程度とします。
- ② 擬木の色は茶色等の自然色を基本とし、材質はコンクリート、プラスチックいずれでも可とします。
- ③ 既製品の使用を基本とし、耐候性の高いものとします。
- (2)盛土による路面整正作業について、大雨等による洗掘の未然防止のため、効果的な 箇所(区間)に土壌硬化剤処理(モルタル不可)を施工し、それ以外の箇所(区間) は機械的な締め固めを行うものとします。
- (3) 歩道への雨水流入に伴う洗掘の未然防止のため、簡易な雨水の林内への排水処理施設を設置します。
- (4) 地盤高が現状より低下してはいけません。

6 その他

車両は、天香久山神社近くの橿原市駐車場に駐車してください。

使用する資材の例(必ずこの材料を使用するものではありません)



委託契約再委託承認申請書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

> (受注者) 住所

令和 年 月 日付けで締結した大和三山風景林(香久山)歩道測量設計業務委託 について、下記のとおり再委託したいので、請負契約書第4条の規定により承認されたく申請 します。

記

- 1 再委託先の相手方の住所及び氏名:
- 2 再委託の業務範囲:
- 3 再委託の必要性:
- 4 再委託の金額:
- 5 その他必要な事項:
- (注) 1 申請時に再委託先及び再委託の契約金額(限度額を含む。)を特定できない事情があるときは、その理由を記載すること。

なお、再委託の承認後に再委託先及び再委託の金額が決定した場合は、当該事項をこの書式に準じて、その旨報告すること。

2 再委託の承認後に再委託の相手方、業務の範囲又は契約金額(限度額を含む。) を変更する場合には、あらかじめ甲の承認を受けなければならない。

委託事業従事者届

令和 年 月 日付け委託契約書第6条に基づく委託業務従事者を、下記のとおりお届けします。

記

住 所 氏 名 連絡先

住 所 氏 連絡先

住 所 氏 名 連絡先

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住所

氏名

委託業務実施報告書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住所

氏名

令和 年 月 日付け契約の大和三山風景林(香久山)歩道測量 設計業務委託契約について、下記のとおり実施したので、委託契約書第7条 の規定により実績を下記のとおり報告します。

記

- 1 実施期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日
- 2 業務実施内容

現地測量及び設計図書作成並びに成果品作成

暴力団排除に関する特約条項

(属性要件に基づく契約解除)

- 第1条 甲(発注者をいう。以下同じ。)は、乙(契約の相手方をいう。以下同じ。)が 次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解 除することができる。
 - (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
 - (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害 を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
 - (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
 - (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなど しているとき
- (5)役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき (行為要件に基づく契約解除)
- 第2条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

第3条 乙は、第1条の各号及び第2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。

(損害賠償)

- 第4条 甲は、第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に 生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第1条及び第2条の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第5条 乙は、自ら又は再請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ 等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入(以下「不当介入」という。) を受けた場合は、これを拒否し、又は再請負人等をして、これを拒否させるとともに、速 やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を 行うものとする。

業務実績書

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

住 所 氏 名

令和7年 月 日入札の大和三山風景林(香久山)歩道測量設計業務委託 における資格要件となる業務実績を下記のとおり提出します。

記

- 1 契約相手方住所
- 2 契約相手方氏名
- 3 契約履行名称
- 4 契約履行場所
- 5 契 約 期 間
- 6 添付書類 契約書(写)、資格審査結果通知書(全省庁統一資格)(写)

入札者注意書

入札者(代理人を含む。以下同じ。)は、入札公告、契約書案、入札説明書、本書記載事項等、当発注機関が提示した条件を熟知の上、入札して下さい。

- 1 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号) その他の入札に係る法令に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は 入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札決定前に他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。
- 4 入札書は所定の用紙を使用し、入札物件番号毎に別葉とすること。 ただし、電子調達システムによる入札参加者は、同システムにおいて入札書を作成する こと。
- 5 入札金額は、入札物件番号毎に総額を記載することとし、入札書には、入札者が消費税 及び地方消費税に係る課税業者であるか、免税業者であるかを問わず、各入札者が見積も った契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を記載すること。ただし、落札決定に当たって は入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額(当該金 額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額) をもって落札金額(契約 金額) とする。
- 6 入札者は、入札書提出前に入札参加資格者である証明書を提示すること。
- 7 本人以外の代理人が入札するときは、入札前に予め委任状又は委任権限を証明した書類を提出すること。また、入札書には代理人の記名を必ず行うこと。
- 8 入札者は、暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について入札前に確認しなければならず、入札書の提出をもってこれに同意したものとする。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とする。
- (1) 入札公告等に示した競争に参加する資格を有しない者のした入札書
- (2) 指名競争の場合において指名をしていない者の提出した入札書
- (3)入札金額、入札物件名、入札物件番号を付した場合にあっては入札物件番号の記載 のない入札書。
- (4) 入札者の記名を欠く入札書。または、委任状又は委任権限を証明した書類を提出している場合は、入札者及び代理人の記名を欠く入札書。
- (5) 委任状を持参しない代理人のした入札書
- (6) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書
- (7) 入札金額の記載を訂正した入札書
- (8) 入札時刻に遅れてした入札、又は郵便入札の場合に、定められた日時までに指定された場所に到達しなかった入札書

- (9) 入札書に添付して内訳書を提出することが求められている場合にあっては、未提出 である者又は提出された内訳書に不備があると認められる者のした入札書
- (10) 明らかに連合によると認められる入札書
- (11) 同一事項の入札について、入札者が2通以上なした入札書
- (12) 入札保証金(その納付に代え予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第78条に基づき提供される担保を含む。以下同じ。)の納付が必要な場合において、同保証金の納付がないか、又はその納付金額が不足しているとき。
- (13) 国を被保険者とする入札保証保険契約の締結により入札保証金が免除される場合に おいて、当該入札保証保険証券の提出がないか、又はその保険金額が不足していると き。
- (14) 入札保証金又は入札保証保険証券が定められた日時までに、指定された場所に到達しなかったとき。
- (15) 暴力団排除に関する誓約事項(別紙)について、虚偽又はこれに反する行為が認められた入札。
- (16) その他入札に関する条件に違反した入札
- 10 一旦提出した入札書は、その理由のいかんにかかわらず引換、変更又は取消をすることができない。
- 11 開札前に入札者から錯誤等を理由として、自らのした入札書を無効にしたい旨の申し 出があっても受理しない。また、落札宣言後は、錯誤等を理由に入札無効の申し出があ っても受理しない。
- 12 開札は入札者の面前で行う。ただし、入札者が出席しないときは、入札事務に関係のない職員が立ち会って行う。
- 13 開札の結果、予定価格に達する者がないときは、直ちに再度の入札を行うことがある。 その場合、無効の入札をした者は参加することができない。
- 14 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札については、低入札価格調査制度があり、次による。
 - (1) 予定価格が1千万円を超える製造その他の請負契約に係る入札において、落札となるべき者の入札価格によっては、落札の決定を保留し、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあって、著しく不適当であると認められるときは、最低額の入札者であっても落札者とならない場合がある。
 - (2) (1) の当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがある入札又はその者と 契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがある入札を行った者 は、当発注機関の調査に協力しなければならない。
 - (3) (1)により、落札決定を保留している期間中、入札者は入札を撤回することができない。
 - (4)(1)の場合において、後日落札者を決定したときは、入札者に通知する。
- 15 落札となるべき同価格の入札をした者(総合評価落札方式による一般競争入札の場合にあっては、総合評価点が最高であった者)が2人以上あるときは、「くじ」により落札者を決定する。

なお、この場合、同価格の入札をした者のうち、当該入札に立ち会わない者又は、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札執行事務に関係のない職員にくじを引かせ落札者を決定する。

- 16 契約の成立は、契約書に双方記名押印したときとする。
- 17 落札者が契約を結ばないときは、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されている場合は当該入札保証金又は入札保証保険証券は国庫に帰属するものとし、入札保証金又は入札保証保険証券が納付されていない場合は落札金額(入札書に記載した金額の 100分の110に相当する金額)の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。
- 18 入札者が連合し、又は連合するおそれがあり、その他入札を公正に行うことができない事情があると認めたときは、入札の執行を中止する。
- 19 入札者が入札場を離れる場合は、必ず入札執行者に連絡すること。
- 20 このほか不明の点は、入札前に問い合わせること。

暴力団排除に関する誓約事項

当社(個人である場合は私、団体である場合は当団体)は、下記1及び2のいずれにも該当せず、また、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴省の求めに応じ、当方の役員名簿(有価証券報告書に記載のもの。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表)を警察に提供することについて同意します。

記

- 1 契約の相手方として不適当な者
- (1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき
- 2 契約の相手方として不適当な行為をする者
- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当官等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

上記事項について、入札書の提出をもって誓約します。

入 札 書

業務の名称 大和三山風景林(香久山)歩道測量設計業務委託

入札	億	千万	百万	十万	万	千	百	+	円
金									
額									

ただし、上記金額は、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額であるので、契約金額は上記金額に上記金額の10%を加算した金額となること及び入札者注意書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承知の上、入札いたします。

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

入札者

住 所

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

委 任 状

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官 近畿中国森林管理局 奈良森林管理事務所長 川上 吉伸 殿

委任者 住 所

商号又は名称

代表者氏名

私は、都合により 下記の入札に関する一切の権限を委任します。 を代理人と定め、

記

物件の名称 大和三山風景林(香久山)歩道測量設計業務委託